

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成28年 3 月14日
【会社名】	東洋刃物株式会社
【英訳名】	TOYO KNIFE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 允
【本店の所在の場所】	宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11
【電話番号】	022 (358) 8911
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 久保 雅義
【最寄りの連絡場所】	宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11
【電話番号】	022 (358) 8911
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 久保 雅義
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 400,068,900円 新株予約権付社債 200,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	577,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行は、平成28年3月14日（月）開催の当社取締役会決議によります。
- 2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	577,300株	400,068,900	200,034,450
一般募集			
計（総発行株式）	577,300株	400,068,900	200,034,450

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、200,034,450円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
693円	346.5円	100株	平成28年3月31日（木）		平成28年3月31日（木）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式に係る割当ては行われないことになります。
- 4 申込み及び払込みの方法は、申込期間内に本新株式の総数引受契約を締結するものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
東洋刃物株式会社 管理部	宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社七十七銀行 本店営業部	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番20号
株式会社常陽銀行 仙台支店	宮城県仙台市青葉区中央二丁目1番21号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	東洋刃物株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。また、本新株式及び本新株予約権付社債の発行を総称して「本資金調達」といいます。）
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しません。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金200,000,000円
各社債の金額（円）	金100,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金200,000,000円
発行価格（円）	各本社債の金額100円につき金100円とします。 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
利率（％）	年率5.0％（固定）
利払日	毎年3月31日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社債の利息は、本新株予約権付社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成29年3月31日を第1回の支払期日として本新株予約権付社債の割当日の翌日（同日を含みます。）から平成29年3月31日（同日を含みます。）までを利息計算期間として利息を支払い、その後毎年3月31日（以下「利払日」といいます。）に当該利払日の直前の利払日の翌日（同日を含みます。）から当該利払日（同日を含みます。）までを利息計算期間として利息を支払います。 2. 繰上償還、期中償還又は買入消却される場合は、本社債の利息は繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日までつけ、繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日に、本新株予約権付社債の割当日の翌日（但し、前号に基づき利息が支払われた場合は、繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日の直前の利払日の翌日）（同日を含みます。）から繰上償還日（同日を含みます。）、期中償還日（同日を含みます。）又は買入すべき日（同日を含みます。）までを利息計算期間として利息を支払います。繰上償還、期中償還又は買入消却された本社債については、繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日後は利息を付けません。 3. 満期償還日までに本新株予約権の行使の効力が発生した（以下、本号において効力が発生した日を「効力発生日」といいます。）場合は、本社債の利息は効力発生日までつけ、本新株予約権付社債の割当日の翌日（但し、第1号に基づき利息が支払われた場合は、効力発生日の直前の利払日の翌日）（同日を含みます。）から効力発生日（同日を含みます。）までを利息計算期間として利息を支払います。当該行使の効力発生日後は利息を付けません。なお、当該本新株予約権の効力発生日までの利息は、当該行使の効力発生日後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払います。 4. 利息計算期間が1年に満たない場合は、利息の金額は、利息の対象となる本社債の金額に年利率5％を乗じ、その積に当該利息計算期間の実日数を分子とし、365を分母とする分数を乗じて算出された金額から、小数点以下第1位を四捨五入した金額とします。 5. 利息を支払うべき日が銀行休業日に該当する場合は、支払をその前銀行営業日に繰上げます。 6. 本社債の利息の支払については、本項のほか、後記「償還の方法」欄に記載の劣後条項に従います。 7. 利息の支払場所 東洋刃物株式会社 管理部 宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11
償還期限	平成33年3月31日

償還の方法	<p>償還金額、償還の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 満期償還 本社債は、平成33年3月31日(以下「満期償還日」といいます。)にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還します。 2. 200%コールオプション条項による繰上償還 当社は、平成29年3月31日以降、当社普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における終値が15取引日以上連続して当初転換価額(後記「(新株予約権付社債に関する事項)新株予約権の行使時の払込金額」にて定めます。)の200%を超過した場合(以下、当該超過が連続した15取引日の最終日を「15連続取引日最終日」といいます。)、本社債権者に対して、15連続取引日最終日から30日以内に、償還日(以下「コールオプション条項繰上償還日」といいます。)を指定して繰上償還を通知(以下「コールオプション条項繰上償還通知」といいます。)することによって、残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額100円につき金100円にて繰上償還できるものとします。但し、この場合、コールオプション条項繰上償還日の2週間前までに本社債権者に対しコールオプション条項繰上償還通知をするものとします。なお、本社債の一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によります。 3. 期中償還請求による償還 本社債権者は、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降いつでも本社債の償還を請求(以下「期中償還請求」といいます。)することができます。この場合、当社は、期中償還請求のあった本社債全額につき別途本社債権者が指定する日(以下「期中償還日」といいます。)に各本社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。 4. 上場廃止等による繰上償還 ()金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」といいます。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、()当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、()当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除きます。)、かつ、()公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)償還日(以下「上場廃止等繰上償還日」といい、コールオプション条項繰上償還日と合わせて「繰上償還日」といいます。)を指定して繰上償還を通知(以下「上場廃止等繰上償還通知」といいます。)することによって、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額100円につき金100円にて繰上償還するものとします。但し、この場合、上場廃止等繰上償還日は、上場廃止等繰上償還通知を行った日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とします。上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等(後記「(新株予約権付社債に関する事項)組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」にて定めます。)を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本号記載の当社の償還義務は適用されません。 5. 買入消却 本社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降、いつでもこれを行うことができます。 6. 本項に定める繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日が銀行休業日(銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」といいます。以下同じです。)に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。 7. 本社債の償還については、本項のほか、劣後条項に従います。
-------	--

劣後条項

当社は、劣後事由（以下にて定めます。）の発生後速やかに、本社債権者に対して、劣後事由が発生した事実を通知します。各本社債権者は、劣後事由の発生後の当社の清算、破産手続、更生手続又は再生手続において、各本社債につき、以下の第1号及び第2号で定める額を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとし、但し、各本社債権者は、劣後支払条件（以下にて定めます。）を充足した場合のみ劣後請求権を行使することが可能であり、かつ、劣後事由が発生した日（以下「劣後事由発生日」といいます。）において最優先株式（以下にて定めます。）が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額（以下にて定めます。）の範囲内でのみ、劣後請求権に基づき支払（配当を含みます。）を受け取ることができるものとし、

- (1) 劣後事由発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額
- (2) 劣後事由発生日（当日を含みます。）までの本社債に関する未払経過利息

「劣後事由」とは、以下の各事由をいいます。

- (1) 当社に対して、清算手続（会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含みます。以下同じです。）が開始された場合
- (2) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合
- (3) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合
- (4) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

「劣後支払条件」とは、以下の各条件をいいます。

- (1) 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係る全ての上位債務（以下にて定めます。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (2) 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載された全ての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (3) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載された全ての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従います。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (4) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載された全ての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従います。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

「最優先株式」とは、当社の今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するもの（複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位のもの）をいいます。

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由発生日において最優先株式が残存している場合に、全ての同順位劣後債務（以下にて定めます。）が、それぞれ最優先株式であったならば、当社の残余財産から支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいいます。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含みます。）に関する当社の債務を除く、あらゆる当社の債務をいいます。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件と実質的に類似する当社の清算、破産手続、更生手続又は再生手続における支払に関する条件及び権利を有するものをいいます。

募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 地域中核企業活性化投資事業有限責任組合 200,000,000円
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成28年3月31日
申込取扱場所	東洋刃物株式会社 管理部 宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11
払込期日	平成28年3月31日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はありません。
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項はありません。
財務上の特約 （その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1 本社債の発行は、平成28年3月14日（月）開催の当社取締役会決議によります。

2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しません。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各号のいずれか1つに該当する場合には、本社債の元金及び利息の全額について当然に期限の利益を失います。

- (1) 当社が本社債又は本社債以外の社債について所定の元金又は利息の支払を怠った場合
- (2) 当社が租税公課を滞納して督促を受けた場合又は保全差押を受けた場合
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失した場合、支払を停止した場合又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 当社が当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行ができない場合
- (5) 当社の所有する資産に対して強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行又は競売の申立があった場合
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又は会社更生手続開始その他の倒産法制に規定された手続きの申立をした場合
- (7) 当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又は会社更生手続開始その他の倒産法制に規定された手続きの申立がなされた場合
- (8) 当社が特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の利用申請を行った場合
- (9) 当社がその事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止又は譲渡した等のため、本社債権者が本社債の存続を不相当と認めた場合
- (10) 当社が解散（合併の場合を除きます。）の決議をした場合
- (11) 当社に本社債の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合
- (12) 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となったため、本社債権者が本社債の存続を不相当と認めた場合
- (13) 当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項に違反した場合

4 本社債権者に通知する場合の公告

本社債権者に対して公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行います。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本社債権者に直接通知する方法によることができます。

5 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項「本社債権者に通知する場合の公告」に定める方法により公告します。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行います。

6 償還金及び利息の支払場所

東洋刃物株式会社 管理部
宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11

7 格付取得

格付は取得していません。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」といいます。)する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に關し出資される本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額(後記「新株予約権の行使時の払込金額」にて定めます。)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」といいます。)とする。但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行いません。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとします。</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とします。</p> <p>(3) 各新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」といいます。)は、以下のとおりとします。</p> <p>イ 当初転換価額 当初転換価額は、693円とします。</p> <p>ロ 転換価額の調整</p> <p>(a) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式(以下「転換価額調整式」といいます。)をもって転換価額を調整します。但し、本新株予約権付社債の過半数に相当する本新株予約権付社債を保有する本社債権者が同意した場合には転換価額を調整しないものとします。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とします。</p> <p>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に以下の(b)()から()までの各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また基準日が定められていない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に以下の(b)又は(d)に基づき転換価額の調整が別途なされた場合は、当該別途なされた調整において交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とします。</p> <p>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する当社普通株式数(基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含みません。)とし、当社普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する当社普通株式数(効力発生日における当社の有する当社普通株式に関して減少した当社普通株式数を含みません。)を負の値で表示して使用するものとします。</p> <p>転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)()、()及び()の場合は0円とし、(b)()の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とします。)、(b)()の場合は(b)()で定める対価の額とします。</p>

- (b) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。
- () 当社普通株式の株式分割の場合
調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用します。
- () 当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用します。但し、当社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。
- () 以下の(c)()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。以下、「本口」において同じです。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。以下「本口」において同じです。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除きます。）
調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とします。以下同じです。）の翌日以降これを適用します。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。
- () 当社普通株式の併合をする場合
調整後の転換価額は、当社普通株式の併合により株式を取得される株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）の翌日以降これを適用します。
- () 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c)()に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含みます。）、又は以下の(c)()に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含みます。）
調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」といいます。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用します。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。
上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用します。
- () 上記()における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とします。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される当社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいいます。
- (c) () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

	<p>() 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）の単純平均値（終値のない日数を除きます。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。）とします。</p> <p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行います。</p> <p>() 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。</p> <p>() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>() その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとします。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌されます。</p> <p>(f) 上記(a)から(e)までにより転換価額の調整を行う場合、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知します。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行います。</p> <p>(g) 転換価額は、稀釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講じます。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、前記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は、調整後の転換価額）とします。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間（以下「行使請求期間」といいます。）とします。但し、本社債の繰上償還、期中償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日の前銀行営業日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求の受付場所 東洋刃物株式会社 管理部 宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社七十七銀行 本店営業部 株式会社常陽銀行 仙台支店

新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。</p> <p>2 各本新株予約権の一部行使はできません。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできません。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	<p>1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとします。</p> <p>2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価値は、各本社債の金額と同額とします。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>1 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう合理的な範囲で最善の努力をするものとします。但し、係る承継及び交付については、（ ）当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとします。）、これを行うことが可能であり、（ ）そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断します。）費用（租税を含みます。）を負担せず、それを実行することが可能であることを前提条件とします。また、係る承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう合理的な範囲で最善の努力をするものとします。</p> <p>2 前号の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとします。</p> <p>(1) 新株予約権の数 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とします。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の（ ）又は（ ）に従います。なお、転換価額は上記と同様の調整に服します。</p> <p>（ ）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。</p> <p>（ ）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、当該承継された新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該承継された新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該社債の金額と同額とします。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日（但し、場合によりその14日後以内の日）から、行使請求期間の満了日までとします。</p>

	<p>(6) その他の新株予約権の行使の条件等 承継会社等の各新株予約権の一部について行使することはできないものとします。</p> <p>(7) 承継会社等による新株予約権の取得事由 承継会社等による新株予約権の取得事由は定めません。</p> <p>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。</p> <p>(9) 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行います。</p> <p>(10) その他承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できません。</p> <p>3 当社は、第1項の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。</p> <p>4 「組織再編等」とは、当社の株主総会決議(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議)によって()当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除きます。)、()資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限り。)、()会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限り。)、()株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限り。)又は()その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社を引き受けられることとなるものの承認が採択されることをいいます。</p>
--	---

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計2個の新株予約権を発行します。

2 本新株予約権の行使の効力発生

当社が定める行使請求書が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める新株予約権の行使請求の受付場所(以下「行使請求受付場所」といいます。)に到着したときに、当社は本社債を取得し、当該行使請求をした本新株予約権者は、当社がその取得と引換えに交付すべき当社普通株式の株主となります。

3 本新株予約権の行使請求の受付事務

本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱います。

4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当社普通株式を交付します。

5 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債たる本新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資されるなど、本社債と本新株予約権とが相互に密接に関連することを考慮し、本新株予約権の払込金額を無償とします。

6 当社は、割当予定先である地域中核企業活性化投資事業有限責任組合との間で本新株式及び本新株予約権付社債の第三者割当に関して、平成28年3月14日に資本業務提携契約(以下「本契約」といいます。)を締結しており、本契約には下記の事項が含まれております。

(1) 財務制限条項

当社は、払込期日以降、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合が本新株予約権付社債の全部又は一部を保有している場合に限り、次の各号を遵守することを確約します。また、当社が締結しているローン契約その他の重要な契約において別途の財務制限条項が規定されている場合には、次の各号に加えて、当該条項も遵守することを確約します。

()平成29年3月期決算期(当該決算期を含みます。)以降、各事業年度の決算期の末日及び各四半期会計期間の末日における直前の12か月の連結の経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

- ()平成29年3月期決算期(当該決算期を含みます。)以降、各事業年度の決算期の末日及び各四半期会計期間の末日における直前の12か月の単体の経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
- ()平成29年3月期決算期(当該決算期を含みます。)以降、各事業年度の決算期の末日における連結の損益計算書に示される当期損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
- ()平成29年3月期決算期(当該決算期を含みます。)以降、各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される当期損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
- ()平成29年3月期決算期(当該決算期を含みます。)以降、各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成28年3月期決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の90%及び直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の90%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ()平成29年3月期決算期(当該決算期を含みます。)以降、各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成28年3月期決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の90%及び直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の90%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ()平成31年3月期決算期(当該決算期を含みます。)以降、各事業年度の決算期の末日及び各四半期会計期間の末日におけるレバレッジ・レシオを以下の倍率以下に維持すること(但し、連結EBITDAが負の値となった場合、レバレッジ・レシオは以下の倍率を超えたものとみなします。)
- 平成31年3月期決算期：8倍
- 平成32年3月期決算期：7倍
- 平成33年3月期決算期：6倍
- (2) 投資制限条項
- 当社は、払込期日以降、本契約が終了するまで、当社の本契約に基づく債務の弁済に重大な悪影響を及ぼすおそれのある投資(投資金額に係る支出を伴う行為(設備投資及び投融資形態による投資を含みます。))をいいます。)を行わないことを確約します。
- (3) 担保提供制限条項
- 当社は、払込期日以降、本契約が終了するまで、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合が書面により事前に承諾しない限り、当社又は第三者の負担する債務(借入金債務、社債、保証債務、その他これらに類似の債務を含みます。)のために担保提供及びリース取引に伴う保証金の積立その他の類似行為を行いません。
- (4) 取締役、オブザーバー及び監査役の指名
- ()地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、当社の取締役1名及び監査役(但し、当社が監査等委員会設置会社に移行した場合には、監査等委員である取締役とします。本項において、以下同じです。)1名を指名できるものとします。
- ()地域中核企業活性化投資事業有限責任組合が指名する取締役及び監査役が辞任、解任又は職務不能により退任した場合は、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合が後任を指名する権利を有するものとします。
- ()地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、オブザーバー2名又は3名を指名できるものとします。当該オブザーバーは、議決権は有しないものとするが、当社の取締役会その他の経営上重要な会議に出席し、その意見を述べる事ができるものとします。
- (5) 事前協議及び拒否権
- 当社が以下の事項を行うために取締役会又は株主総会に議案を上程する場合、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の事前(株主総会において承認を行う場合は、株主総会における当該議案の上程に係る決議を行う取締役会の開催より前をもって「事前」とします。)の書面による同意を必要とします。但し、第()号、第()号、第()号及び第()号に関しては、当該事項を決議する取締役会及び株主総会(割当先等の決議事項の一部を取締役に委ねた場合には当該取締役会を含みます。)の3週間前(株主総会において承認を行う場合は、株主総会における当該議案の上程に係る決議を行う取締役会の開催の3週間前)までに、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に対して当該決議内容を通知し、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の書面による同意を必要とします。
- ()当社の定款、取締役会規則、役員の報酬に関する規則その他の重要な内部規則の変更
- ()当社の株式の発行(自己株式の処分を含むが、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の行使により株式を発行する場合、及び取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得すると引換えに株式を交付する場合は除きます。)
- ()新株予約権等の発行又は付与(但し、適切な行使条件と地域中核企業活性化投資事業有限責任組合が認める条件で発行される新株予約権で、当社又は当社の子会社の役員又はアドバイザーに対して発行されるものについては、発行済みの新株予約権の目的株式数が当社の発行済株式総数の5%を超えることとならない範囲に限り、除きます。)
- ()前2号以外の地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の持株比率又は議決権保有割合を減少させる効果を持つ行為
- ()本新株予約権付社債に係る買入消却又は繰上償還(但し、本新株予約権付社債発行要項第10項第2号に定める200%コールオプション条項による繰上償還を除きます。)

- () 合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、その他の企業結合又は第三者との資本提携
 - () 当社の支配権を第三者が取得することとなるおそれのある行為
 - () 自己株式の買受けその他一切の取得、資本金又は資本準備金の額の増加(但し、株式等の発行に伴う資本金又は資本準備金の増加は除きます。)又は減少
 - () 解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立
 - () 残余財産の分配又は剰余金の配当
 - (xi) その他株主総会の特別決議を要する行為
- (6) 地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の優先引受権
- () 地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、株式等の発行及び付与を含む、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の持株比率又は議決権保有割合を減少させる効果を持つ事項の一切(以下「第三者割当等」といいます。)が行われる直前の自己の持株比率又は議決権保有割合を維持するために必要な行為を行う権利(以下「優先引受権」といいます。)を有し、上記第(5)項の規定に従い、当社からの事前の通知を受けた地域中核企業活性化投資事業有限責任組合が、優先引受権の行使を希望する場合には、当社に対して、行使を希望する優先引受権の内容を書面で通知し、当社は、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合が当該優先引受権を行使するために必要な一切の行為を行わなければなりません。但し、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合が優先引受権を行使するか否かは地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の判断によるものとします。なお、適切な行使条件と地域中核企業活性化投資事業有限責任組合が認める条件で発行される新株予約権で、当社又は当社の子会社の役員又はアドバイザーに対して発行されるものについては、発行済みの新株予約権の目的株式数が当社の発行済株式総数の5%を超えることとしない範囲に限り、本項は適用しません。
 - () 当社は、前第()号に定める第三者割当等を行う場合には、第三者割当等を決議する取締役会及び株主総会(割当先等の決議事項の一部を取締役に委ねた場合には当該取締役会を含みます。)の3週間前(株主総会において承認を行う場合は、株主総会における当該議案の上程に係る決議を行う取締役会の開催の3週間前)までに、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に対して、新たに発行する株式等の発行要項(発行される新株、新株予約権又は新株予約権付社債の数、発行価額、行使価額及びその他重要な事項)その他重要な事項を示して、優先引受権を行使するか否かの確認を求める書面を送付します。
- (7) 地域中核企業活性化投資事業有限責任組合による本新株式及び本新株予約権付社債の譲渡
- 地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、自己の保有する本新株式又は本新株予約権付社債(本新株予約権付社債が普通株式に転換された場合は、本新株予約権付社債転換後の普通株式をいいます。)について、自己の判断において、法令等又は当社の定款に従い、全部又は一部を譲渡することができます。当社は、係る譲渡について、取締役会、株主総会その他の機関の承認が必要な場合はその承認、社債原簿記載事項及び新株予約権原簿記載事項又は株主名簿記載事項の記載その他係る譲渡に関連する必要な措置をとります。
- (8) 期中償還請求権等の行使に関する契約上の制限
- 地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、本新株予約権付社債発行要項の定めにかかわらず、以下の各号に定める事由のいずれかが生じた場合に限り、本新株予約権付社債の期中償還を請求することができます。
- () 当社が本契約に定める義務に重大な点において違反した場合
 - () 本契約に規定する当社による表明及び保証に重大な違反があった場合
- (9) 時価総額が10億円未満となった場合の措置
- 当社及び地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、払込期日以降に、当社の普通株式の月間平均時価総額又は月末時価総額が10億円未満となった場合には、当社の普通株式の上場を維持するために必要となる措置(地域中核企業活性化投資事業有限責任組合による本新株予約権付社債の普通株式への転換を含む)がこれに限りません。)について、誠実に協議し、かつ、当該措置の実施に向けて最大限の努力をするものとします。

5 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

6 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
600,068,900	39,000,000	561,068,900

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額（400,068,900円）及び本新株予約権付社債の発行価額の総額（200,000,000円）を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、主にフィナンシャルアドバイザー費用（みずほ証券株式会社、代表者：本山 博史、所在地：東京都千代田区大手町一丁目5番1号）、リーガルアドバイザー費用（伊藤見富法律事務所、代表者：見富 冬男、所在地：東京都千代田区丸の内一丁目5番1号新丸の内ビルディング29階）、登記費用、第三者算定機関による新株予約権付社債評価費用（山田FAS株式会社、代表者：浅野公雄、所在地：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号）等です。なお、当社は本取引が高度な知識と専門性が必要とされ、払込金額によらず相応の役務提供を受けることから、諸費用の金額については適正な水準であると認識しております。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定期間
設備投資（生産性改善、量産、保守）	500,000,000	平成29年3月期～平成30年3月期
生産管理システム構築費用等	61,068,900	平成29年3月期～平成30年3月期

- (注) 1 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

上記の内訳につきましては、本契約に基づく地域中核企業活性化投資事業有限責任組合との間の資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）の開始以降、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合とも協議していく方針ですが、当社といたしましては、市場及び売上高の拡大並びに収益性の向上の観点から、精度向上に加え、生産性向上によるリードタイムの短縮や量産効果によるコスト低減を見込んでおり、その目的に資する精密加工機械等の設備導入を中心に充ててまいりたいと考えております。具体的には、情報産業用刃物における研磨の精度向上のためのロボット付精密研削盤等に約1.0億円、鉄鋼用刃物における研磨の精度向上のための平面研削盤等に約1.5億円、超硬等の超高精密刃物における設備更新等に約0.5億円、切断能力の高い新型レーザー加工機やプレス機の導入に約1.0億円、焼入れ時間短縮による短納期化に向けた加熱炉の入替に約1.0億円等の設備投資を考えております。また、外部専門家の助言も得ながら、計画生産の徹底や製造リードタイムの削減を目的とした生産管理システムの構築も検討しております。

なお、支出時期につきましては、今後地域中核企業活性化投資事業有限責任組合とも協議しながら設備投資計画を決定する方針ですが、平成29年3月期から平成30年3月期にかけて、確定次第順次支出していく予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	
	出資額	290.5億円	
	組成目的	地域の中堅企業等を核とした戦略産業育成のために、地域の核となる企業の早期経営改善等を資金及び人材の両面から支援すること	
a 割当予定先の概要	主たる出資者及びその出資比率	<p>株式会社みずほ銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社福岡銀行 株式会社りそな銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社東邦銀行 株式会社足利銀行 株式会社常陽銀行 株式会社千葉銀行 株式会社横浜銀行 株式会社第四銀行 株式会社静岡銀行 株式会社十六銀行 株式会社紀陽銀行 株式会社中国銀行 株式会社北洋銀行 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 住友生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 株式会社地域経済活性化支援機構 REVICパートナーズ株式会社</p> <p>なお、出資比率については非開示であるため当社においては把握していません。</p>	
	業務執行組員	<p>名称：REVICパートナーズ株式会社 本店の所在地：東京都千代田区大手町一丁目6番1号 代表者の役職・氏名：代表取締役 中桐 悟 資本金：50百万円 事業の内容：地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の運営</p> <p>なお、出資比率については非開示であるため当社においては把握していません。</p>	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

c 割当予定先の選定理由

当社は、機械刃物及び機械・部品の製造・販売会社として、法令順守のもとにお客様の信頼と満足を得られる製品の提供により社会に貢献するとともに、企業内においては参画と協調により活力ある職場を築くことを経営の基本理念とし、「顧客志向のモノづくりを心掛け、技術力・競争力を強化し、産業構造の変化に対応し、経営基盤の安定を図る」ことを中期経営計画の基本方針として位置づけ、経営に取り組んでおります。

当社は、東日本大震災により主力工場、本社棟が損壊して以降、生産・業務の効率化を目的に生産拠点の集約化を図り、新たな体制をスタートさせました。しかしながら、主力の情報産業用刃物をはじめ精密機械部品、産業用機械及び部品の受注・売上が低迷し、加えて復興に伴い導入した新規設備の減価償却費や工場移転に伴う経費の増加もあり、平成25年3月期連結会計年度において、売上高46億16百万円（前連結会計年度比10.3%減）、営業損失1億68百万円（前連結会計年度は営業利益1億51百万円）、経常損失2億36百万円（前連結会計年度は経常利益97百万円）、当期純利益73百万円（前連結会計年度比90.7%減）を計上いたしました。翌平成26年3月期連結会計年度においても厳しい経営環境を余儀なくされ、平成25年8月頃より、当社の経営支援を担うパートナーを模索してまいりました。しかしながら、適当なパートナーを探すことは、平成25年3月期当社単体決算時点において繰越欠損金が発生していた点、平成21年3月期より無配が継続していた点、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在していた点等の要因により難航を極め、当社単独での再建に取り組んでまいりました。その後全社を挙げて懸命に再建に取り組み、平成27年3月期連結会計年度において、売上高49億2百万円（前連結会計年度比3.1%増）、営業利益2億82百万円（黒字転換）、経常利益2億41百万円（黒字転換）、親会社株主に帰属する当期純利益1億86百万円（前連結会計年度比8.3%減）を計上し、自己資金のなかで震災後の業績改善は進みました。平成28年3月期第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日）におきましては、生産・在庫調整の影響による鉄鋼用刃物、産業用機械及び部品の需要減少もあるなか、対前年同四半期比では減収減益となりましたが、利益計画上是上振れしており、着実に業績改善は進んでいると認識しております。

一方当社は、平成25年7月より定期的取引金融機関からの借入金の返済条件の変更を受け、月次の返済金額については約定どおり返済しているものの、依然として手元資金残高に比して1年内返済予定の長期借入金残高の水準が高く、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、平成25年7月以降、銀行からの機動的な資金調達ができていないことから、必要な設備投資を十分に実施できていない状況にありました。平成27年3月期までは、当社単独での再建に取り組んでまいりましたが、平成27年3月頃、設備の老朽化の進行や市場動向の減退等を理由に、今後の収益基盤に影響が与える可能性があるかと判断いたしました。

そして、平成27年3月頃、今後の成長戦略の実現のためには、脆弱な財務基盤の状況下において設備の維持・保全を主とする現状の設備投資では限界があり、喫緊の課題である顧客のニーズを勘案した戦略的な投資を行うことが必要であり、そのための資金を調達する必要があると判断いたしました。また、市場変化への対応・変革を進めるうえで、自助努力だけでなく、第三者からの経営管理や生産管理に関する助言等の支援も必要と判断し、新たな資本業務提携の候補先の模索を再開いたしました。このような状況下、平成27年5月頃に当社取引先金融機関から当社の経営支援を担うパートナーとして割当予定先の紹介を受け、割当予定先との間で行った複数回の協議の結果、割当予定先より人的・金融支援を含む経営サポートの提案がありました。

かかる中、平成27年11月において月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となったことから、平成28年8月末までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならなかった場合、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触することになりました。

当社としては、当社時価総額の回復に対する取り組みは、既存株主様の株式価値維持の観点から緊急の課題と認識しており、(1)成長戦略の実行、(2)収益性の改善、(3)財務体質の改善及び資本政策の検討、(4)新製品・研究開発の推進、(5)IR活動の推進を含めた経営改善計画を平成28年2月19日に策定し、その実行を通して早期の復配実現を目指すとともに、時価総額を10億円以上へ回復するよう全力を挙げて取り組んでおりますところ、従前より提案を受けていた割当予定先について、割当予定先が低迷する地域経済の活性化に資する支援を推進していく等の役割を果たすことを目的としている点、割当予定先を運営するREVICパートナーズ株式会社の親会社である株式会社地域経済活性化支援機構の所謂モノづくり企業に対する過去の複数件の支援実績がある点、経営支援に加えて、時価総額を10億円以上へ回復することが急務となった当社に対し、金融機関借入等では実現が困難な機動的な資金調達の提案があった点等を評価し、既存株主様に対する中長期的な企業価値向上を通じた株主還元等を十分に検討した結果、割当予定先との協業により、本資金調達後の設備投資による生産力向上及び事業再生のノウハウを持った人材からの経営支援・指導による業務効率化が図れ、業績回復が見込まれることから、既存株主様にとっても利益享受に資する取り組みになり得ると考え、本資金調達を含む本資本業務提携について合意に至りました。

d 割り当てようとする株式の数

本新株式

地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に割当てする本新株式の目的である株式の総数は577,300株であります。

本新株予約権付社債

地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に割当てする本新株予約権付社債に付された本新株予約権の目的である株式の総数は288,600株であります。

e 株券等の保有方針

本新株式の発行

当社は、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、地域の中堅企業等を核とした戦略産業育成のために、地域の核となる企業の早期経営改善等を資金及び人材の両面から支援することを目的として、3年から5年を目途に投資有価証券を保有することを予定しており、本新株式の保有及び売却については実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施する方針であるとの説明を地域中核企業活性化投資事業有限責任組合より受けています。

なお、当社は、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合から、払込期日より2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得することに内諾を得ております。

本新株予約権付社債の発行

当社は、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、地域の中堅企業等を核とした戦略産業育成のために、地域の核となる企業の早期経営改善等を資金及び人材の両面から支援することを目的として、3年から5年を目途に投資有価証券を保有することを予定しており、本新株予約権付社債の保有、本新株予約権付社債の償還、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使又は当該行使の結果交付された当社普通株式の売却等については実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施する方針であるとの説明を地域中核企業活性化投資事業有限責任組合より受けています。

f 払込みに要する資金等の状況

地域中核企業活性化投資事業有限責任組合からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に対する出資者の直近財務諸表を確認すること等によって、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の出資者のそれぞれの有価証券報告書又はホームページに記載されている会社の沿革、役員、主要株主（出資者が相互会社の場合を除きます。以下同じです。）及び内部統制システムの整備状況等を確認し、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の出資者（相互会社の場合を除きます。以下同じです。）、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の出資者の役員若しくは子会社又は地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の出資者の主要株主（以下「各関係者」といいます。）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。また、割当予定先である地域中核企業活性化投資事業有限責任組合については、割当予定先を運営するREVICパートナーズ株式会社の代表者に対する面談等を通じ、各関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式については該当事項はありませんが、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日（平成28年3月11日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の普通取引の終値770円を基準として、10.0%ディスカウントした水準である693円としました。本新株式の発行価額の算定方法につき取締役会決議日の直前営業日終値を採用したのは、当社の直近の市場価格が、決算短信の発表や業績予想等、当社業績に係る公表後に形成された株価であり、当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。また、ディスカウント率については、割当予定先との提携に伴い当社の企業価値向上が見込まれているものの、割当予定先が本新株式について3年から5年を目途に保有することを見込んでいることに伴う当社業績や事業環境変化等による価格下落リスクや直近の当社普通株式の市場株価の推移等を総合的に勘案し、両社で協議の上決定いたしました。

なお、本新株式の発行価額については、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均価額708円に対するディスカウント率（小数点以下第2位を四捨五入、以下同じです。）は2.1%であり、当該直前営業日までの3か月間の終値平均739円に対するディスカウント率は6.2%、当該直前営業日までの6か月間の終値の平均価額817円に対するディスカウント率は15.2%となっております。

以上の経緯で決定した本新株式の発行価額について、当社は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、特に有利な発行価額ではないと判断しております。

なお、当社取締役会に先立ち、当社監査役全員が、本新株式の発行価額の算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として10.0%ディスカウントした価格であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本新株式の発行価額は、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である山田FAS株式会社に依頼しました。当該機関は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを基礎として、一定の前提（株価（770円）、転換価額（693円）、配当率（0.0%）、権利行使期間（5.0年間）、無リスク利率（0.161%）、株価変動性（51.239%）、借株コスト（5.0%）、割引率（10.0%、本新株予約権付社債には劣後条項が付されていることから本社債はエクイティに近い性質を有しているため、本社債の割引率には資本コストを元に推定した利率から本新株予約権付社債の利率（5.0%）を控除した10.0%を採用しており、当該資本コストの算出に際しては当社が上場廃止基準に抵触していることに伴う追加的なリスクとして2.5%を考慮しております。）、割当予定先の株式処分コスト（10.0%）等）の下、本新株予約権付社債の公正価値を本社債の金額100円につき100.0円）と評価しております。なお、二項モデルにおいては、当社及び地域中核企業活性化投資事業有限責任組合がそれぞれにとってより経済的に有利な状況となるように、200%コールオプション条項による繰上償還や普通株式への転換等の権利が行使されることを考慮し、本新株予約権付社債の公正価値を評価しております。また、200%コールオプション条項による繰上償還については、当社普通株式の東京証券取引所における終値が15取引日以上連続して当初転換価額の200%を超過した場合に行使できる旨が定められておりますが、本評価においては、一時点の株価が当初転換価額の200%を超過した場合に行使できる旨の前提を置いております。当社は、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合と協議の上、上記評価結果（100.0円）を参考に、各本新株予約権付社債の払込金額を100,000,000円（各本社債の金額100円につき金100円）といたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の普通取引の終値770円に対するディスカウント率は10.0%、当該直前営業日までの1か月間の終値平均708円に対するディスカウント率は2.1%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均739円に対するディスカウント率は6.2%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均817円に対するディスカウント率は15.2%となっております。

本新株予約権付社債の転換価額については、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合からの要求に基づき、本新株式の発行価額を勘案した上で、両社で協議の上決定いたしました。

以上の経緯で決定した本新株予約権付社債の発行条件について、当社は、各本新株予約権付社債の払込金額が第三者算定機関が算定した評価額とほぼ等しいこと、その他本新株予約権付社債に付された条件等を総合的に勘案し、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に特に有利な条件ではないと判断しております。

なお、当社取締役会に先立ち、当社監査役全員が、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者算定機関が本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないこと、本新株予約権付社債の払込金額が当該評価結果とほぼ等しいことから、本新株予約権付社債の発行条件は、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に特に有利ではなく適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数は577,300株（議決権数5,773個）であり、平成28年3月14日現在の当社発行済株式総数1,000,000株に対する割合は57.73%（平成27年9月30日現在の当社総議決権数9,954個に対する割合は58.00%）、本新株予約権付社債の転換による発行株式数は288,600株（議決権数2,886個）であり、平成28年3月14日現在の当社発行済株式総数1,000,000株に対する割合は28.86%（平成27年9月30日現在の当社総議決権数9,954個に対する割合は28.99%）であり、本資金調達による希薄化の合計（平成27年9月30日現在の当社総議決権9,954個に対する割合）は86.99%であります。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下します。

しかしながら、前述のとおり、厳しい経営環境において財務基盤の強化を図りつつ、投資活動を積極的に進めて中長期的な戦略を実現していくためには、資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であります。加えて、平成28年8月末までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額を10億円以上とし、東京証券取引所上場廃止基準への抵触を回避する観点からも、足元の時価総額に鑑み577,300株(払込金額の合計:400,068,900円)の本新株式の発行は合理的であると考えております。

当社は、前述「第3[第三者割当の場合の特記事項]1[割当予定先の状況]c 割当予定先の選定理由」にも記載の通り、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合が本新株式及び本新株予約権付社債を取得後3年から5年を目途に保有することを予定しており、本新株式及び本新株予約権付社債の保有及び売却については実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施する方針であるとの説明を割当予定先より受けております。したがって、当社普通株式の過去1年の1日当たりの平均売買出来高は約50,000株ではあるものの、割当予定先の保有方針を勘案すれば、本新株式及び本新株予約権付社債の発行数量は、市場に過度の影響を与える規模ではないと判断しました。

また、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成29年3月31日以降、当社普通株式の東京証券取引所における終値が15取引日以上連続して当初転換価額である693円の200%を超過した場合、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額100円につき金100円にて繰上償還することが可能となっております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額は、原則として1株当たり693円に固定されております。よって、いわゆるMSCB(転換価額修正条項付新株予約権付社債)とは異なり、本新株予約権付社債の転換による発行株式数が発行時に固定されており、それ以上の希薄化が生じることはありません。また、当社といたしましては、当社普通株式の市場株価が転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権付社債の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主様の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による発行株式数577,300株及び本新株予約権付社債の転換による発行株式数288,600株に係る議決権数は合計8,659個となり、平成27年9月30日現在の当社総議決権数9,954個に対する割合が86.99%となり、25%以上になることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株予約権の行使により交付される株式を考慮しない場合

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目6番1号			577,300	36.71%
株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央三丁目3番20号	49,500	4.97%	49,500	3.15%
株式会社常陽銀行	水戸市南町二丁目5番5号	49,500	4.97%	49,500	3.15%
東洋刃物社員持株会	宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11	31,200	3.13%	31,200	1.98%
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	28,000	2.81%	28,000	1.78%
株式会社仙台ビルディング	仙台市青葉区大町一丁目1番30号	23,500	2.36%	23,500	1.49%
道端 良行	和歌山県日高郡美浜町	21,400	2.15%	21,400	1.36%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	20,700	2.08%	20,700	1.32%
大同特殊鋼株式会社	名古屋市東区東桜一丁目1番10号	20,000	2.01%	20,000	1.27%
株式会社仙台放送	仙台市青葉区上杉五丁目8番33号	20,000	2.01%	20,000	1.27%
計		263,800	26.50%	841,100	53.48%

- (注) 1 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 2 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年9月30日現在における株主名簿に基づき記載しております。
- 3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」にかかる議決権の数を平成27年9月30日時点の総議決権数(9,954個)に本新株式の発行により増加する議決権数(5,773個)を加えた数で除して算出した割合です。

(2) 本新株予約権の行使により交付される株式を考慮した場合

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目6番1号			865,900	46.52%
株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央三丁目3番20号	49,500	4.97%	49,500	2.66%
株式会社常陽銀行	水戸市南町二丁目5番5号	49,500	4.97%	49,500	2.66%
東洋刃物社員持株会	宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11	31,200	3.13%	31,200	1.68%
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	28,000	2.81%	28,000	1.50%
株式会社仙台ビルディング	仙台市青葉区大町一丁目1番30号	23,500	2.36%	23,500	1.26%
道端 良行	和歌山県日高郡美浜町	21,400	2.15%	21,400	1.15%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	20,700	2.08%	20,700	1.11%
大同特殊鋼株式会社	名古屋市東区東桜一丁目1番10号	20,000	2.01%	20,000	1.07%
株式会社仙台放送	仙台市青葉区上杉五丁目8番33号	20,000	2.01%	20,000	1.07%
計		263,800	26.50%	1,129,700	60.69%

- (注) 1 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 2 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年9月30日現在における株主名簿に基づき記載しております。
- 3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」にかかる議決権の数を平成27年9月30日時点の総議決権数(9,954個)に本新株式の発行により増加する議決権数(5,773個)及び本新株予約権の行使により増加する議決権数(2,886個)の合計を加えた数で除して算出した割合です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

前述「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、今後の成長戦略の実現のためには、脆弱な財務基盤の状況下において設備の維持・保全を主とする現状の設備投資では限界があり、喫緊の課題である顧客のニーズを勘案した戦略的投資に対応するためには資金調達支援が必要と認識し、加えて市場変化への対応・変革を進めるうえで、自助努力だけでなく、第三者からの経営管理や生産管理に関する助言等の支援も必要と判断し、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合との業務提携と併せて、資金的な支援も得られる本資金調達を行う必要があるという考えに至りました。以下、本資金調達の方法を選択した具体的な検討内容であります。

第三者割当以外の資金調達の方法について

当社は、このたびの資金調達に際し、銀行借入、公募増資、株主割当等の資金調達手段を検討しました。

銀行借入については、当社は借入金の返済条件の変更を受けているため、銀行からの機動的な調達が実施できない状況にあります。仮に金融機関から調達ができた場合でも、既存借入の経済条件と比較し、劣後する内容になる可能性が高い状況です。さらに、当社は、平成28年8月末までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならない限り、東京証券取引所上場廃止基準に抵触することとなりますが、銀行借入では、かかる上場廃止基準への抵触の回避という課題を解決することにも直接的にはつながりません。

そこで、資金調達の可能性及び上場廃止基準への抵触の回避という観点から、公募増資及び株主割当による新株式の発行による資金調達を検討いたしましたが、当社が置かれている状況下で、証券会社の引受審査を経る必要がある公募増資を行うことは実現性が乏しく、また、株主割当については失権の可能性があり、当社の喫緊の課題である財務基盤の安定化と投資資金の確保を機動的かつ確実に行えない可能性が高いという判断に至りました。

さらに、新株予約権の発行による資金調達は、発行時に必要な資金を調達できず、また、発行後の株価の動向により当初想定していた時期及び金額での資金調達ができない可能性があることから、今般の資金調達の方法として適切ではないという判断に至りました。

本資金調達の方法について

本資金調達の方法のうち、第三者割当による本新株式の発行については、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に引き受けていただくことにより資金を確実にかつ早期に調達できること、さらに地域中核企業活性化投資事業有限責任組合との本資本業務提携を通じ、これまでの自助努力にとどまらない、第三者からの経営に関する助言等や人的支援を受けられることが大きな利点となっております。但し、株式の発行のみによって当社が必要とする資金の総額を調達した場合には、大規模な株式の希薄化が一度に生じることになってしまいます。そこで、当社は、本資金調達がもたらす株式の希薄化の影響を抑制した上で、確実にかつ早期の資金調達を可能とするという観点から、本新株式の発行と本新株予約権付社債の発行を組み合わせる方法が、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断しました。なお、本新株予約権付社債については、下記のとおり、既存株主様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっております。

すなわち、本新株予約権付社債の転換価額に関して、修正条項は付されておらず、原則として一定の金額で固定されており、当初の予定よりも発行される当社株式の数が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。

なお、本新株予約権付社債には、本社債権者の期中償還請求権が付されておりますが、上記「4 [新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）]（新株予約権付社債に関する事項）注6(8)」に記載のとおり、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合と別途締結した本契約において、原則として、その行使が制限されております。

また、本新株予約権付社債には繰上償還条項（以下、「本繰上償還条項」といいます。）が付されており、平成29年3月31日以降、当社普通株式の東京証券取引所における終値が15取引日以上連続して当初転換価額である693円の200%を超過した場合、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額100円につき金100円にて繰上償還することが可能となっております。本繰上償還条項は、転換促進を含む要素として、当社に付された権利であり、当社普通株式の市場株価の上昇時においては本新株予約権の行使を促進させて自己資本の増強を図ることが可能となること、当社普通株式の市場株価の動向に応じて転換されることが期待され、当社普通株式による資金調達に比べて希薄化が一度に進まないことから合理的な条項であるものと考えております。

当社といたしましては、当社普通株式の市場株価が転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であるとと考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本資金調達は、希薄化率が86.99%となり、25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第1号に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社は、当社の経営者から独立し、当社とは特別の利害関係の無い伊藤見富法律事務所に対して本資金調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本資金調達の内容及び本資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。その結果、当社は、平成28年3月11日付で伊藤見富法律事務所から以下の内容の意見書を受領しております。

(1) 意見の内容

本第三者割当の必要性及び相当性は認められると判断します。

(2) 意見の理由の要旨

資金調達の必要性について

発行会社の経営環境、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の存在、過去の設備投資の実績、上場廃止基準に抵触する可能性、及び、発行会社が策定した上場廃止基準への抵触の回避に向けた経営改善計画の内容等に鑑みれば、発行会社の今後の成長戦略の実現のためには、脆弱な財務基盤の状況下において設備の維持・保全を主とする現状の設備投資では限界があり、喫緊の課題である顧客のニーズを勘案した戦略的な投資を行うことが必要であり、そのための資金調達、より具体的には、市場及び売上高の拡大並びに収益性の向上の観点から、精度向上に加え、生産性向上によるリードタイムの短縮や量産効果によるコスト低減を目的とした精密加工機械等の設備の導入や計画生産の徹底や製造リードタイムの削減を目的とした生産管理システムの構築のための資金調達が必要であるとする発行会社の判断に特段不合理な点は認められておりません。

資金調達方法の相当性について

発行会社は、このたびの資金調達に際し、本第三者割当による方法以外にも、銀行借入、公募増資及び株主割当等による資金調達を比較検討した上で、資金調達の可能性及び確実性並びに上場廃止基準への抵触回避という観点に加え、株式の希薄化にも配慮した上で、本第三者割当による資金調達を選択しており、かかる選択をした発行会社の判断に特段不合理な点は認められておりません。

発行条件の相当性について

- () 本新株式の発行価額は、日本証券業協会が定めた「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に則った金額であり、本新株式の発行価額が特に有利な価額でないとする発行会社の判断に特段不合理な点は認められておりません。
- () 本新株予約権付社債の発行価額が第三者算定機関である山田FASが一般的な評価手法に基づき不合理ではない前提条件のもとで算定した本新株予約権付社債の価値とほぼ等しいことから、本新株予約権付社債の発行条件が割当予定先に特に有利なものではないとする発行会社の判断に特段不合理な点は認められておりません。
- () 資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことの必要性、上場廃止基準への抵触回避の必要性、本割当予定先の保有方針、新株予約権付社債に付された繰上償還条項、本新株予約権付社債の転換価額等を理由に、本第三者割当が、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものであり、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であるとする発行会社の判断に特段不合理な点は認められておりません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第138期）提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年3月14日）までに、臨時報告書を平成27年7月1日に東北財務局長に提出しております。その内容は以下のとおりです。

1 提出理由

当社は、平成27年6月26日開催の当社第138期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社普通株式について、10株を1株の割合で併合し、その効力発生日を平成27年10月1日とするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

株式併合に伴い、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を4,000万株から400万株に減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

また、当該変更の効力発生日を平成27年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、本附則は効力発生をもって削除するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、高橋允、渡辺修一、我妻正仁、清野芳彰、早川二郎、前田晋也及び久保雅義の7名を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、金野進勉を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	6,151	22	0	(注) 1	可決 99.1
第2号議案 定款一部変更の件	6,156	17	0	(注) 1	可決 99.1
第3号議案 取締役7名選任の件				(注) 2	
高橋 允	6,152	21	0	(注) 2	可決 99.1
渡辺 修一	6,152	21	0		可決 99.1
我妻 正仁	6,152	21	0		可決 99.1
清野 芳彰	6,152	21	0		可決 99.1
早川 二郎	6,137	36	0		可決 98.8
前田 晋也	6,150	23	0		可決 99.0
久保 雅義	6,152	21	0		可決 99.1
第4号議案 監査役1名選任の件	6,159	14	0	(注) 2	可決 99.2

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第138期）及び四半期報告書（第139期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第138期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月30日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第139期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月10日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6 月30日

東洋刃物株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 雅之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小池 伸城

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋刃物株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋刃物株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において営業利益、経常利益及び当期純利益を計上したものの、前連結会計年度まで2期連続の営業損失及び経常損失を計上しており、本格的な業績の回復までには至っていない。また、取引金融機関から借入金の返済条件の変更を受け、約定どおり返済しているものの、依然として手元資金残高に比して1年内返済予定の長期借入金残高の水準が高いため、今後、現在の約定どおりの返済に支障を来すおそれがある。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東洋刃物株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東洋刃物株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月30日

東洋刃物株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 雅之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小池 伸城

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋刃物株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第138期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋刃物株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において営業利益、経常利益及び当期純利益を計上したものの、前事業年度まで2期連続の営業損失及び経常損失を計上しており、本格的な業績の回復までには至っていない。また、取引金融機関から借入金の返済条件の変更を受け、約定どおり返済しているものの、依然として手元資金残高に比して1年内返済予定の長期借入金残高の水準が高いため、今後、現在の約定どおりの返済に支障を来すおそれがある。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 2月10日

東洋刃物株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草 野 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 池 伸 城

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋刃物株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋刃物株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度及び当第3四半期連結累計期間において営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益を計上したものの、前々連結会計年度まで2期連続の営業損失及び経常損失を計上しており、本格的な業績の回復までには至っていない。また、定期的取引金融機関からの借入金の返済条件の変更を受け、月次の返済金額については約定どおり返済しているものの、依然として手元資金残高に比して1年内返済予定の長期借入金残高の水準が高いため、今後、現在の約定どおりの返済に支障を来すおそれがある。以上により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。